

## 広島県告示第 1021 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 11 日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	三原市沼田西町松江 2 1 5 1 - 1 山陽乳業株式会社 代表取締役 木原 正勝
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市沼田西町松江 2 1 5 1 - 1 山陽乳業株式会社

### 2 申請の内容

2 ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 1 基を廃止し、1 基を新設する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)

種	類	2 ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (洗箱機 No. 3)
---	---	---------------------------------------

廃止

(その2) 新設

種	類	2 ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (洗箱機 No. 3)			
構	造	SUS			
能 力 ( 1 時 間 当 り )		プラスチックケース 1,200 ケースを洗浄			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手から7日後			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに			
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時間連続使用 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)		10.5	11
		生物化学的酸素要求量		90	110
		化学的酸素要求量		60	80
		浮遊物質質量		25	30
		窒素含有量		2	3
		りん含有量		1	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		8	9	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		6	8	
汚 水 等 の 排 出 先		固液分離装置			

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成19年10月11日から平成19年10月31日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室，広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課及び三原市生活環境部環境政策課